

第4章 災害予防計画

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

災害の予防は、基本法第47条に定める災害予防責任者（指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上の重要な施設の管理者）がそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のための必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

災害発生時における被害を軽減し、防災応急活動を円滑に行うため、住民及び職員等に対し、防災上必要な知識を普及し、その高揚を図る。

第1 実施責任者

1 防災関係機関全般

防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

2 町及び道

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する教育を実施する。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- (3) 過去に発生した大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう公開に努める。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダー育成に努める。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第3 住民等に対する防災意識の普及

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設、インターネットの活用
- 3 新聞、広報誌（紙）等の活用
- 4 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 5 テキスト、マニュアル、パンフレット等の作成及び配布
- 6 研修会、講習会、講演会等の開催
- 7 その他

第4 住民等に対する教育

町は、道及び関係機関等と協力して住民又は自主防災組織及び事業所の従業員等に対して、災害時によるべき措置及び防災応急対策等、次の内容について教育を行い、その周知を図るものとする。

- 1 町防災計画の概要
- 2 北海道防災基本条例の概要
- 3 災害に対する一般的知識
- 4 災害の予防措置
 - (1) 自助（備蓄）の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風来襲時の家庭の保全方法
 - (5) 暴風雪時の心得
 - (6) 船舶等の避難措置
 - (7) その他
- 5 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時心得
 - ア 連絡体制（家庭内、組織内）
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 6 その他必要な事項

第5 住民の心得

住民に対して、概ね次の内容についての心得やその思想の普及を図る。

- 1 平常時の心得
 - (1) 地域の避難場所等及び家庭との連絡方法を確認する。
 - (2) 居住地に発生し得る災害についてイメージを持つ。
 - (3) 建物及び家具類の設置を補強する。

- (4) 火気器具の点検や火器周辺の可燃物に注意する。
- (5) 消火器材の準備をする。
- (6) 非常食、救急用品、非常持ち出し品の準備をする。
- (7) 隣近所や地域と災害時の協力体制について話し合う。

2 災害時の心得

- (1) 正しい情報に基づき冷静に行動する。
- (2) 危険な場所に近寄らない
- (3) 住民が協力して応急救護を行う
- (4) 秩序を守り、環境衛生に注意する。

3 避難時の心得

- (1) 防災カード等の氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型、連絡先）を携行すること。
- (2) 食糧、水、最低限度の着替え、懐中電灯、携帯型ラジオ等の非常持ち出し品を携行すること。
- (3) 服装は素足を避け、冬期間は防寒に留意し、帽子等を着用すること。
- (4) 貴重品以外は持ち出さないこと。

第6 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、各種団体の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第7 町職員に対する教育

防災対策の万全を期するため、職員の防災知識の習得及び災害時における個々の役割分担、防火管理業務の任務等について防災教育を実施する。

また、災害発生時等のそれぞれの職域の役割分担等について、新入職員研修会を含め、職場研修会を開催し、職員に周知徹底を図る。

第8 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、または他の災害予防責任者と連絡強化を図り、各事業所又は地域住民の防災意識高揚を図るため、各種災害を想定した防災訓練を実施する。

第1 訓練実施機関

訓練は、地方公共団体の長及びその執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、若しくは実施し、又は他の災害予防責任者、地域住民と連携を図り、協働して実施するものとする。

第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれの災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。また、訓練の実施終了後には、反省会等を開催し、今後の災害応急対策の万全を期するため訓練の実施評価を行うものとする。なお、総合防災訓練等実施の際には、住民と連携を図り、住民と一体となった訓練を実施するものとする。

1 図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

2 実施訓練

(1) 水防訓練

消防機関の動員、一般住民の動員、水防工法、水防資材・機材の輸送、広報・通報伝達などを織り込んだ訓練を実施するものとする。

(2) 消防訓練

消防機関の出動、避難、立退き、救急救助、消火の指揮系統の確立、広報・通報伝達などを織り込んだ訓練を実施するものとする。

(3) 避難救助訓練

水防訓練、消防訓練と合わせて、避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食などを織り込んだ訓練を実施するものとする。

(4) 災害通信連絡訓練

気象警報及び土砂災害警戒情報の伝達、災害発生の状況報告、被害報告などを主通信、副通信をそれぞれ組み合わせ、あらゆる想定のもとに訓練を実施するものとする

(5) 非常招集訓練

災害対策本部各班員及び消防機関の招集訓練を実施するものとする。

(6) 総合防災訓練

防災各関係機関と住民等が連携を図り、総合的な防災訓練を実施するものとする。

(7) その他災害に関する訓練

林野火災などその他災害に関する訓練を実施するものとする。(他の関係機関で実施する訓練について協力するものとする。)

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町は、災害時において住民の生活を確保するため、食料その他の物資の確保に努めるとともに、災害発生時における応急活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努める。

第1 食料等の確保

- 1 町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。
また、町長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。
- 2 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分以上の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努める。

第3 備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。

第4節 相互応援(受援)体制整備計画

町をはじめとする災害予防責任者が、その所掌事務又は業務について災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努める。

第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を実施できるよう、平常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。

また、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、予め企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

さらに、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画を策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けできるよう努めるものとする。

第2 相互応援体制の整備

1 町

(1) 町は、道や他の市町村へ応援要求を迅速に実施できるよう、予め災害対策上必要な資料の交換を行うほか、道や他の市町村との連絡先の共有を徹底するなど、応援体制及び受援体制を整える。

(2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、予め相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けするなど、必要な体制を整える。なお、「根室管内5市町防災基本協定」を締結している。

[資料編 協定21 根室管内5市町防災基本協定書]

(3) 町は、相互応援協定の締結にあっては、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間に協定締結も考慮する。

2 道

(1) 国又は他の都府県への応援要請が迅速に行えるよう、予め国又は他の都府県と連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整える。

(2) 市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。

3 防災関係機関等

町及び道との連絡先の共有を予め図るとともに、本部との役割分担や連絡員の派遣等の連絡調整など、必要な準備を整える。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

本町の自主防災組織率は、平成27年2月現在70.59%となっており、今後も自主防災組織の設立、育成活動の充実を図っていく必要がある。

災害発生の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進するとともに、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

なお、町は、地域において自主防災組織の結成があるときは、指導及び支援を行う。

- 1 要請による講習会等への職員の派遣
- 2 防災組織の結成及び育成に関する資料提供
- 3 防災訓練等の指導
- 4 防災計画立案等の指導、助言
- 5 防災知識普及に関する資料の提供

第2 事業所防災の推進

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくことが必要である。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるため、住民が連帯感を持つことができるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分けることを検討する。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう、組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためにには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。なお、訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所や避難所まで迅速かつ、安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練とする。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようとする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようとする。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようとする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難勧告、避難指示や避難行動に時間要する要配慮者・支援者などに対する避難準備情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ、円滑に避難場所や避難所へ誘導する。

なお、避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、本計画に定める。

第1 避難場所、避難所の確保及び標識の設置

- 1 町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難場所、避難所及び避難路の整備を図るとともに、避難場所、避難所及び避難経路に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備しておくものとする。
- 2 建築物が密集する市街地は、大規模火災から住民の安全を確保するため、避難が必要な地域の住民を対象とする広域避難場所を整備するものとする。

また、観光地や昼夜の人口変動が大きい地域にあっては、それらを考慮したものとし、整備に当たっては、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の利用に十分配慮する。

3 広域避難場所の選定要件

- (1) 火災からの避難を考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地など空間を充分確保できること。
- (2) がけ崩れや浸水などの危険のないこと。
- (3) 付近に危険物保管場所等が設置されていないこと。

4 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努める。

第2 避難所の確保及び管理

町は、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失したものを収容するための避難所をあらかじめ選定、確保し、整備を図るものとする。

また、火山など影響範囲の大きい災害については、町内の避難所に収容しきれない場合があることから、隣接町等との避難者の相互受入協定などにより、収容能力の確保を図ることとする。

1 避難所等の選定要件

- (1) 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。
- (2) 津波、浸水等の被害のおそれがないこと。
- (3) 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- (4) 地割れ、崖くずれ等が予想されない地盤地質地域であること。
- (5) 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。
- (6) その他被災者が生活する上で町が適当と認める場所であること。

2 避難所の管理

- (1) 避難所を開設する場合は、管理責任者をあらかじめ定めておくこと。
 - (2) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。
 - (3) 休日・夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと。
- 3 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることを配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係課や地域住民等の関係者と調整を図る。

第3 避難場所、避難施設についての住民及び施設管理者等への周知

町は、住民及び学校や会館などの施設管理者等に対し、次の事項の周知徹底を図る。

1 避難場所等の周知

町は、避難場所の指定を行った場合、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努める。

- (1) 避難場所の名称、所在地
- (2) 避難場所への経路及び手段
- (3) 避難時の携帯品等注意すべき事項

2 避難のための知識の普及

- (1) 平常時における避難のための知識

避難経路、家族の集合場所や連絡方法（学校であれば、児童生徒の保護者への連絡方法）など

- (2) 避難時における知識
- 安全の確保、移動手段、携行品など
- (3) 避難後の心得

集団生活、避難先の登録など

第4 町の避難計画

町は次の事項に留意して計画を作成するとともに、自主防災組織の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導整備に努めるものとする。

1 避難勧告または指示を行う基準及び伝達方法

2 避難場所の名称、所在地の周知

3 避難場所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

4 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

5 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

- (1) 給水、給食措置
- (2) 毛布、寝具等の支給
- (3) 衣料、日用必需品の支給
- (4) 負傷者に対する応急救護

6 避難場所の管理に関する事項

- (1) 避難中の秩序保持
- (2) 住民の避難状況の把握
- (3) 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
- (4) 避難住民に対する各種相談業務

7 避難に関する広報

- (1) 防災行政無線による周知
- (2) 緊急速報エリアメールによる周知
- (3) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
- (4) 避難誘導者による現地広報
- (5) 住民組織を通じた広報

8 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムの整備に努めるものとする。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

第5 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- 1 避難の場所（避難場所、避難所）
- 2 経路
- 3 移送の方法
- 4 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- 5 保健、衛生及び給食等の実施方法

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要支援者の安全の確保については、本計画に定める。

第1 安全対策

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれの場合がみられることから、町、道及び社会福祉施設等の管理者は、これら要支援者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要支援者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 町の対策

防災担当課や福祉担当課をはじめとする関係課の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要支援者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 全体計画・地域防災計画の策定

町は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、羅臼町地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

(2) 要支援者の把握

要支援者について、関係課における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要支援者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を避難支援等関係者間で共有する。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。

(5) 個別計画の策定

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

(6) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要支援者に対する災害時に主体的に行動できるようになるための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(7) 福祉避難所の指定

町は、老人福祉センターや障害福祉施設、特別支援学校等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要支援者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要支援者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

なお、指定及び協定を締結した福祉避難所は、〔資料編5 福祉避難所一覧〕のとおりとなる。

(8) 羅臼町避難行動要支援者避難支援全体計画

羅臼町における、避難行動要支援者に係る考え方などの全体計画については、〔資料編 資料6 羅臼町避難行動要支援者避難支援全体計画〕に定める

2 社会福祉施設対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設の利用者は、寝たきり高齢者や心身障がい者（児）等、いわゆる「要支援者」であることから、施設そのものの災害に対する安全性を高めることが最も重要である。そのため、施設管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、暖房熱源、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧に必要な非常用自家発電機、冬期の非常用暖房器機、燃料等の整備を行う。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は災害発生の予防や災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における通報連絡や入所者の避難誘導体制は、職員が手薄であることや照明の確保が困難であること等、悪条件が重なることから、これらの点を十分考慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互間の連携協力関係の強化に資するため、町の指導のもとに緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や

災害時に取るべき行動等について、理解や関心を高めるため定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下でも適切な行動が取れるよう各々の施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に行うよう努める。この場合、職員の非常参集体制をあわせて整備する。

第2 外国人に対する対策

町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、住民登録等の様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 避難場所等や道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練、防災教育の実施

第3 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、入院中の寝たきり高齢者及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者について、看護詰所に隣接した病室や、できる限り低層階等の避難救出が容易な病室に収容するなど、特別な配慮をするよう努めなければならない。

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平常時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定める。

第1 町防災会議の構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、予め町防災会議会長（町長）に報告する。
- 2 情報に関し、必要とする資料その他を積極的に防災会議構成機関間で共有するとともに、防災計画（資料編）に掲載するよう努める。
- 3 防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供する。

また、これらの情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するための通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

第2 町、道及び防災関係機関

- 1 町、道及び防災関係機関は、避難行動要支援者、災害によって孤立する危険のある地域の被災者等に対して、わかりやすく、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備を図る。
- 2 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。

特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、避難行動要支援者にも配慮した多様な手段の整備を図る。

第3 通信施設の整備の強化

町及び道は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

また、防災関係機関等は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達が実施できるよう通信施設の整備強化を図る。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、火災等の災害から、建造物を防ぎよするための必要な措置事項は、本計画に定める。

第1 不燃化及び耐震化建造物の促進

1 不燃化の促進

建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において地域内の建築物の不燃化を図り、市街地における火災の危険の防除に努める。

2 一般建造物の耐震化

大震災が発生した場合の建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命、身体、財産の被害を未然に防止するために、耐震化について広く町民への周知を図るとともに、既存の建築物の耐震診断及び耐震改修への技術的支援により耐震化の促進を図るものとする。

3 公共建造物の耐震化

大震災において、災害応急活動の中心となる病院や避難所となる学校などの公共建築物について、被害により使用不能となる可能性もあることから、これら施設の新設にあたっては、最新の耐震基準を採用するとともに、既存施設にあたっても耐震診断、耐震改修の実施を促進し防災機能の確保に努めるものとする。

第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災、地震等災害を防除し、その被害を軽減することにある。

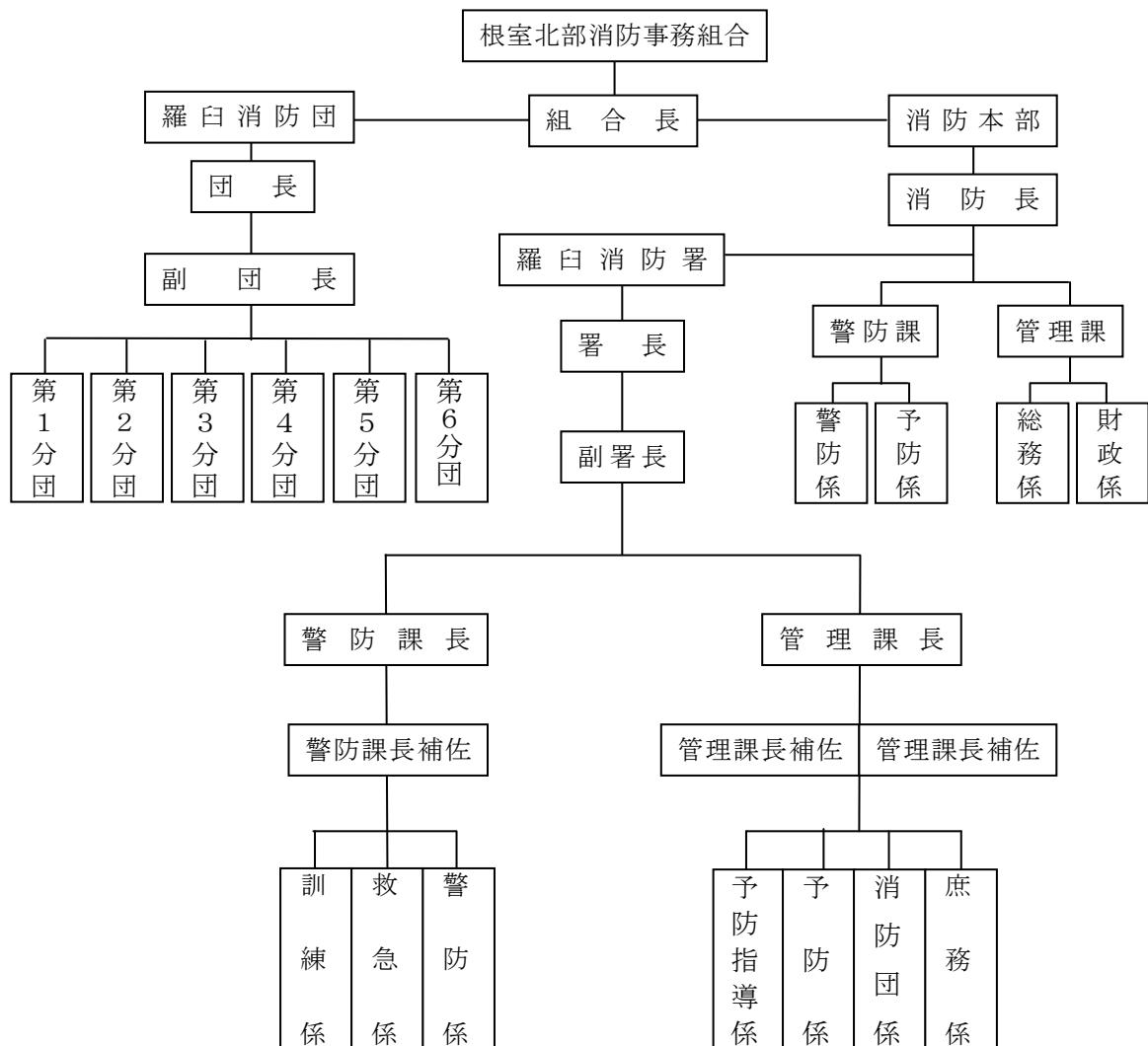
第1 組織計画

1 組織及び機構

平常時における消防行政にかかる事務分掌を円滑かつ迅速に行うため、根室北部消防事務組合消防本部及び消防署等の設置に関する条例、根室北部消防事務組合消防本部組織規制、根室北部消防事務組合消防団設置条例及び根室北部消防事務組合消防団規制の定めるところによる。

消防組織は、次のとおりである。

＜消防組織図（平成26年4月1日現在）＞



第4章 災害予防計画

＜消防職員配置状況＞

(平成26年4月1日現在)

階級別 配置別	監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	その他	計
消防本部	1	1	1	4				1	8
羅臼消防署		1	6	5	6	6			24
合 計	1	2	7	9	6	6		1	32

＜消防団員配置状況＞

(平成26年4月1日現在)

区分		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
団本部	定数	1	3	1	0	0	0	0	5
	実数	1	3	0	0	0	0	0	4
第1分団	定数	0	0	1	1	3	7	18	30
	実数	0	0	1	1	3	7	16	28
第2分団	定数	0	0	1	1	3	6	16	27
	実数	0	0	1	1	3	6	14	25
第3分団	定数	0	0	1	1	3	6	17	28
	実数	0	0	1	1	3	6	14	25
第4分団	定数	0	0	1	1	2	3	11	18
	実数	0	0	1	1	2	3	11	18
第5分団	定数	0	0	1	1	2	3	13	20
	実数	0	0	1	1	2	3	13	20
第6分団	定数	0	0	1	1	2	3	10	17
	実数	0	0	1	1	2	3	10	17
合 計	定数	1	3	7	6	15	28	85	145
	実数	1	3	6	6	15	28	78	137

(2) 非常時の組織機構

非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するための組織及び事務分掌は根室北部消防事務組合消防計画に基づく消防体制をとるものとする。

2 消防施設

現有消防施設は、次のとおりである。

第4章 災害予防計画

<消防水利施設>

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

地区番号	地域名	基準数 ()=水槽	ア 消防水利の現有数					不足数			イ 基準能力に達しない水利				ア+イ 総計	
			消火栓	水槽	その他	小計	充足率(%)	消火栓	水槽	小計	消火栓	20~40	その他	計	水利計	充足率(%)
準6	幌萌～松法	49 (1)	39	2	0	41	84	10	-1	9	0	7	0	7	48	98
内訳	幌萌	1 (1)		1		1	100			0				0	1	100
	春日	13 (0)	10			10	77	3		3		2		2	12	92
	麻布	10 (0)	7			7	70	3		3		1		1	8	80
	八木浜	11 (0)	8			8	73	3		3		2		2	10	91
	知昭	8 (0)	9	1		10	125	-1	-1	-2		1		1	11	138
	松法	6 (0)	5			5	83	1		1		1		1	6	100
準7	礼文～共栄	48 (1)	41	1	0	42	88	6	0	6	0	6	0	6	48	100
内訳	礼文	12 (0)	10			10	83	2		2		1		1	11	92
	本	6 (0)	6			6	100			0		1		1	7	117
	緑	4 (0)	5			5	125	-1		-1				0	5	125
	栄	11 (1)	8	1		9	82	2		2		2		2	11	100
	湯ノ沢	2 (0)	2			2	100			0				0	2	100
	富士見	3 (0)	2			2	67	1		1		1		1	3	100
	船見	4 (0)	3			3	75			0		1		1	4	100
	共栄	6 (0)	5			5	83	1		1				0	5	83
小計		97 (2)	80	3	0	83	86	16	-1	14	0	13	0	13	96	99
他	峯浜(1部幌萌)	4 (2)	3	2		5	125	-1		-1				0	5	125
他	湯ノ沢	1 (0)	2			2	200	-1		-1				0	2	200
他	共栄	1 (0)	2			2	200	-1		-1				0	2	200
他	海岸	12 (0)	16			16	133	-4		-4		2		2	18	150
他	岬	7 (1)	6	1		7	100			0		2		2	9	129
小計		25 (3)	29	3	0	32	128	-7	0	-7	0	4	0	4	36	144
合計		122 (5)	109	6	0	115	94	9	-1	7	0	17	0	17	132	108

<消防自動車等> (平成26年4月1日現在)

区分	人口住民 基本台帳 (H26.3.31)	消防ポンプ				整備計画台数		
		動力 ポンプの 基準口数	現有口数		口数	充足率 (%)	消防 ポンプ車	小型動力 ポンプ
			消防 ポンプ車	小型動力 ポンプ				
春日町～ 松法町	1,949	4		4	4	100	1	2
礼文町～ 共栄町	2,666	6	8	2	10	167	4	1
その他地域	1,024			4	4			3
計	5,639	10	8	10	18	180	5	6

第3 災害予防計画

災害を未然に防止するため、予防査察や住民の自主的予防活動の充実を図るとともに防災思想の普及に努める。

1 予防査察

指定防火対象物、危険物、施設及び一般家庭の予防査察を計画的に実施するほか高齢者世帯、身体障がい者等の焼死事故防止の徹底を目的とした防火査察、指導を効果的に実施し、火災等の未然防止を図る。

2 防火思想の普及啓発、活動の充実

(1) 火災予防運動

年2回の火災予防運動を実施し、町広報やパンフレット等による啓発、住民参加による防災指導会を開催し、防火思想の普及に努める。

(2) 民間防災組織の育成

幼年消防クラブ、自衛消防組織等の育成を図り、これらの組織を通じて防火思想の普及に努める。

(3) 民間による防火活動の普及

町内会や事業所及び諸機関を通じて自主防火活動の推進を図る。

(4) 防火管理者の育成と防火体制の強化

防火管理制度の完全実施を図り、講習会を開催し、防火管理者の知識向上と防火体制の強化を図る。

第4 火災警報及び伝達計画

1 発表基準

実効湿度60%以下となり、最大風速12m/s以上で長時間（おおむね3時間）継続すると予想される場合。

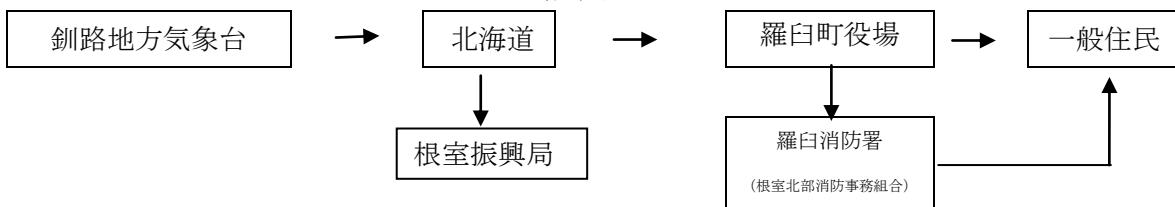
2 火災気象通報

火災気象通報は、消防法第22条の規定に基づき釧路地方気象台から発表及び終了の通報を行うものとする。火災気象通報の通報基準及び通報系統は次のとおりである。

＜通報基準＞

通報要素	通報内容（予想値）	備 考
実効湿度	60%以下	
最小湿度	30%以下	
平均風速	12m/s以上	平均風速は12m/s以上であっても降水、降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

＜通報系統＞



3 火災警報の解除は、平常の気象に復したとき又は風速は低下しないが、降雨等により火災危険が少なくなったと判断されるときに解除する。

第5 警防計画

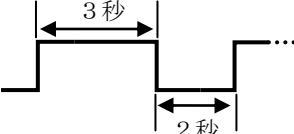
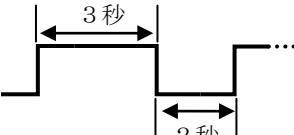
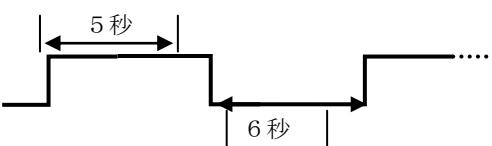
1 災害予警報

関係機関の通報により必要な場合、災害予警報を発令し、サイレンの吹鳴、広報宣伝等を通じて周知を図るとともに、根室北部消防事務組合消防計画に基づき、警防体制を速やかに確立する。

2 消防職員及び消防団員の招集

災害の規模に応じ、消防職員及び消防団員を召集して、消防隊を編成し、消防力の強化を図る。

また、火災時の出動区分は、根室北部消防事務組合火災出動規定に基づき、第1出動から第3出動までの区分により出動するものとする。

災害種別	余韻防止付サイレン信号	打数
近 火		10回
大 津 波		3分間
津 波		3分間

3 救助及び救急活動

災害事故時による要救助者の救助及び傷病者の応急処置を施し、速やかに医療機関に搬入するため、根室北部消防事務組合救急業務実施規定の定めるところにより行う。

4 避難誘導

住民及び罹災者等の避難誘導は、根室北部消防事務組合消防計画によるものとする。

第6 広域消防応援体制

消防力の効率的運用を図り、災害の拡大を防止するため、根室北部消防事務組合の応援協定に基づき、相互間の連携を密にし、防災活動を行う。

また、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や、「本編 第5章 第7節 広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、道及び国へ応援を要請する。

第7 教育訓練

消防の任務は、その施設及び人員を活用し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害を防除し、その被害の軽減することにある。

このため、消防職員、消防団員に対し、資質向上、体力の練成と第一線防災活動の強化充実を図るため、根室北部消防事務組合消防計画に基づき、計画的に教育訓練を実施する。

第8 消防体制の整備

1 消防体制の充実

根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署は、消防の任務を遂行するため、町防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう、根室北部消防事務組合消防計画の一層の充実を図る。なお、火災予防については次の事項に重点を置いた計画の充実を図る

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の 予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

2 火災防ぎよ対策

根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署の作成する消防計画の内容は、火災予防及び火災防ぎよを中心とした消防の業務計画とし、さらに火災以外の災害の防御又は発生による被害を軽減するための事項を具備し、各種災害の対応に万全を期す。

3 消防の対応力の強化

根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署は、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、北海道消防広域化推進計画を踏まえながら、消防の対応力強化に向けて消防業務の高度化を推進する。

第9 消防力の整備

根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備方針（総務省消防庁）を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材の整備の推進に努める。

また、町と連携して、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

第10 消防計画

被害軽減に寄与するための必要事項については、別に定める「根室北部消防事務組合消防計画」による。

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な活動については、本計画に定める。その他、必要な水防対策については、「羅臼町水防計画」によるものとする。

第1 予防対策

町は、次のとおり、水害予防対策を実施する。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、「本章 第14節 融雪災害予防計画」による。

1 基本方針

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を隨時実施するなど、河川の管理に万全を期する。

2 予防対策

(1) 気象等警報、注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するために、関係事業者の協力を得ながら、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールサービスを含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

(2) 浸水想定区域の指定のあったときは、次の事項を定める。

ア 当該浸水想定区域毎の洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

イ 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある避難行動要支援者が利用する施設の名称及び所在地

(3) 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある避難行動要支援者が利用する施設については、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

(4) 町長は、洪水予報等の伝達方法、避難場所等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水時の円滑かつ迅速な避難を必要とする避難行動要支援者が利用する施設の名称及び所在地について、住民に周知させるための必要な措置を講じる。

第2 水防計画

水防に関する計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき作成した「羅臼町水防計画」によるものとする。

本町の水防区域については、[資料編 資料8 水防区域一覧] 参照

第12節 風害予防計画

風による公共施設、漁業施設、住家等の災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- 1 学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。
- 2 家屋その他建築の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対し、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第13節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される暴風雪等の災害時における防災関係機関の業務については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

除雪路線は、次の区別により実施分担する。

- 1 国道路線の除雪は、釧路開発建設部中標津道路事務所が行う。
- 2 道道路線の除雪は、釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所が行う。
- 3 町道路線の除雪は、町（建設対策班）が行う。
- 4 道路除雪作業基準

道路除雪に係る各機関の除雪作業基準は、次のとおりとする。

(1) 国道路線（釧路開発建設部）

除 雪 目 標
昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。

(2) 道道路線

種 別	日交通量のおよび の標準（台／日）	除 雪 目 標
第 1 種	1,000台／日以上	異常な降雪時以外は2車線以上の幅員確保を原則に、異常時においても、極力2車線の確保を図る。 (道道87号知床公園羅臼線)
第 2 種	300台～1,000台 ／日	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則に、異常降雪時においても、極力1車線以上の確保を図る。夜間除雪は実施しない。 (本町は該当なし)
第 3 種	300台／日以下	2車線の幅員確保を原則に、状況により1車線(4.0m)幅員で待避所を設け、異常降雪時においては、一時通行止めも止むを得ない。夜間除雪は実施しない。 (本町は該当なし)

※上記で定める基準に達した場合のほか、気象状況及び道路状況等を総合判断して、必要が認められるときは作業を実施する。

(3) 町道路線（羅臼町）

種類	除雪目標
1級	異常な降雪以外は常時交通確保し、バス運行、通勤、通学に支障のないようにするとともに、2車線以上の幅員を原則とする。
2級	1級路線に準じた除雪の方法で2車線確保を原則とする。
その他	同上
歩道除雪	主として第1種路線の歩道、通学通勤生活道路等の主要歩道を実施する。

(4) 町における除雪出動基準

除雪出動の基準は下表を標準とするが、気象情報による今後の降雪や、吹き溜まり・圧雪状態による交通障害の恐れ等も考慮しながら総合的な判断で出動することとする。

なお、緊急時（火災・救急等）には昼夜を問わず出動を要請することがある。

出動基準	早朝	積雪15cm以上
	日中	随時打合せによる

(5) 町における除雪作業基準

- ア 午前7時30分までに除雪を完了するよう努める
(出動時間が通勤通学時間等を考慮して工夫するものとする。)
- イ 日中においては、随時打合せにより稼働する。
- ウ 夜間及び異常気象時は危険が伴うので、特別な場合を除いて作業をしないこととする。

(6) 除雪状況

町道延長：45.9km

除雪延長：38.1km

第2 積雪時における消防対策

消防は、円滑なる消防活動ができるよう積雪に対しては十分配慮し、消防水利の万全を期するものとする。

第3 なだれ防止策

関係機関は、それぞれ所轄道路の保全及び交通安全を確保するため、なだれ発生予想箇所に防止柵を設置し、また、標示板等により住民への周知を図るものとする。

第4 通信施設の雪害対策

通信施設の雪害防止については、迅速な電話回線障害の復旧を図るため、東日本電信電話株式会社北海道事業部が施設の改善、応急対策等を行うものとする。

第5 電力施設の雪害対策

電力施設の雪害防止のため北海道電力株式会社中標津営業所、ほくでん羅臼サービス店は、関係事業所と連絡をとり、冠雪、着氷雪対策を確立、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

第6 孤立予想地域の雪害対策

異常降雪時における孤立予想地域の食糧及び燃料の供給、急患医療、応急教育対策については対策を講じる。

また、雪害により孤立地域が発生したときは、町は関係機関と協力して、速やかに救援の措置を講じる。

第7 雪害への予防と啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な行動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

そのため、町は住民に対し、降雪・積雪時の適切な行動について、啓発・普及を行い、住民に対して周知を図るとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

また、道内では暴風雪による被害が発生しており、町内においても視界不良による運転の危険や吹きだまりによる車両の立ち往生が想定されるため、被害防止に向けた普及・啓発を行う。

なお、町内を訪れる観光客に対しても、必要に応じて被害防止に向けた啓発を行うよう努める。

1 住民への啓発・普及事項

- (1) なだれ危険箇所
- (2) 雪害に関する警報・注意報等に対する知識
- (3) 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及
- (4) 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意
- (5) 雪下ろしの際の転落防止

2 暴風雪等による被害防止にむけた注意事項

- (1) 気象情報に注意し、暴風雪が予想される場合は、外出を避ける。
- (2) 止むを得ず車等で外出する場合は、次の点に注意する。

ア 車が立ち往生する可能性もあるため、防寒着、カイロ、長靴、手袋、スコップ、けん引ロープ、携帯電話充電器等を車に用意するとともに、十分に燃料があることを確認したうえで携帯電話を持って外出する。

イ 地吹雪などにより、運転をしていて危険を感じたら、無理せず、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、公共施設等、駐車可能な屋内施設に退避し、天気の回復を待つ。

ウ 避難できる場所や救助を求められる人家が無い場合は、消防、警察、町役場、

道路管理者のいずれかに連絡するとともに、車のマフラーが雪に埋まらないよう定期的に除雪し、窓を少し開けて換気を行うなどして、車中での救助に備える。

第8 地域ぐるみによる除排雪の実施

降雪、積雪は、住民の日常生活や産業活動に大きな影響を及ぼすため、地域ぐるみで克服していく必要があり、住民、事業所等が協力し、自主的に防災体制を整備し、地域の除排雪に積極的に取り組むことが重要である。

このため、「自らの地域は、自らの力で除排雪する」という住民意識の高揚と地域による除排雪体制づくりを促進し、地域の実情に応じた地域ぐるみによる除排雪活動を積極的に推進し、地域の生活道路の確保を図る。

第14節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害（以下、本節で「融雪災害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに、「羅臼町水防計画」に定めるものほか、本計画に定めるところにより実施する。

第1 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ、所要の措置を講じるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河川周辺の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること。
- 7 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第2 予防対策

1 気象情報の把握と伝達

町は、融雪期においては釧路地方気象台または地域を熟知した気象予報士と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとし、発生の恐れがあると判断した場合は、関係機関に通知するとともに、地域住民に周知するものとする。

2 重要水防区域等の警戒

重要水防区域及びなだれ、地すべり、がけ崩れ等の懸念のある地域、箇所を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずる。

- (1) 町及び消防署は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所その他水害警戒区域を中心に行き回り警戒を行う。
- (2) 町は、関係機関と連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。

- (3) 町及び河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努める。
あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰（水深・流量の調節のため、川の途中や流出口などに設けて流水をせき止める構造物）、水門等、河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図る。
- (4) 町は、道路側溝、排水溝等の流下能力を確保するため、住民の協力を得て、側溝内の障害物除去を行うものとする。
- (5) 町は、被災地における避難場所を住民に十分周知とともに、避難について収容施設の管理者と協議しておく。
- (6) 水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、下流に急激な水位の変動を生じないよう留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図る。

3 道路の除雪

道路管理者は、なだれ、積雪、融雪等による滞留水により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

4 水防資器材の整備点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効果的に行うため、融雪出水前に現有水防資機材の整備点検を行い、関係機関及び資機材調達業者と十分打合せを行い、資機材の確保と効率的な活用に努めるものとする。

5 水防思想の普及徹底

町長及び河川管理者は、融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう広報誌等を活用して、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

6 なだれ等の対策

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所については、隨時、パトロールを実施するとともに、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずる。

第15節 高波、高潮災害予防計画

高波・高潮による災害の予防対策については、次のとおりである。

第1 現況

本町内の高波・高潮等による浸水危険区域は、資料編に掲載する。

[資料編 資料9 高波・高潮・津波等危険区域一覧]

第2 町の体制

町は、次のとおり予防対策を実施する。

- (1) 高潮警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールサービスを含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波、高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。
- (2) 住民に対し、高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

※ 水防法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した海岸についての水防警報の伝達は、「第3章 第6節 気象業務に関する計画 第2の2の系統」により行う。

第16節 土砂災害の予防計画

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）に基づく土砂災害（地すべり、がけ崩れ、土石流等）の予防対策については、本計画に定める。なお、本計画は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域、「山地災害危険地区調査について」（昭和53年7月17日付け53林野治第1817号林野庁長官通達）に基づき山地災害危険地と判定された地区、砂防法（明治30年3月30日法律第29号）第2条に基づき指定された砂防指定地における対策を包含するものとする。

第1 現況

- 1 町内の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害危険箇所数及び土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の数は次のとおりである。

危険箇所

自然現象の種類	危険箇所数
土石流危険渓流	63箇所
急傾斜地崩壊危険箇所	122箇所
地すべり危険箇所	0箇所
危険箇所 数計	185箇所

指定箇所

自然現象の種類	土砂災害警戒区域	内特別警戒区域
土石流危険渓流	0箇所	0箇所
急傾斜地崩壊危険箇所	1箇所	1箇所
地すべり危険箇所	0箇所	0箇所
指定箇所数	1箇所	1箇所

- 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域数は次のとおりである。

自然現象の種類	箇所数	内特別警戒区域
急傾斜地崩壊危険区域	1箇所	0箇所

3 「山地災害危険地区調査について」(昭和53年7月17日付け53林野治第1817号林野庁長官通達)に基づき山地災害危険地と判定された地区数は次のとおりである。

自然現象の種類	危険箇所数
山腹崩壊危険地区	373箇所
地すべり崩壊危険地区	4箇所
崩壊土砂流出危険地区	35箇所
危険箇所 数計	412箇所

4 砂防法(明治30年3月30日法律第29号)第2条に基づき指定された砂防指定地数は次のとおりである。

	箇所数
砂防指定地	15箇所

※上記1~4の危険箇所等一覧については、[資料編 資料10~13]のとおりである。

第2 予想される災害

本町では、連続的降雨又は集中豪雨等に伴い土砂災害の発生が予想される。

なお、土砂災害防止法における「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊(高さ5m以上、傾斜度が30度以上である土地が崩壊する現象をいう。)土石流(山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一緒に流下する自然現象をいう。)若しくは地すべり(土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。)又は、河道閉塞による湛水(土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。)を発生原因として住民の生命または身体に生ずる被害をいう。

第3 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害(地すべり・急傾斜地崩壊・土石流等)から住民の生命、身体及び財産を守るため、町は道と連携し、土砂災害防止法に基づき、次の対策を実施する。

1 土砂災害警戒区域等の指定

(1) 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

町は、道が土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)」として指定するにあたり、道に対して必要な情報提供を行う。

(2) 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、道は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。指定にあたり、町は、道に対して必要な情報提供を行う。

2 警戒区域等における警戒避難体制の整備

(1) 警戒避難体制の整備

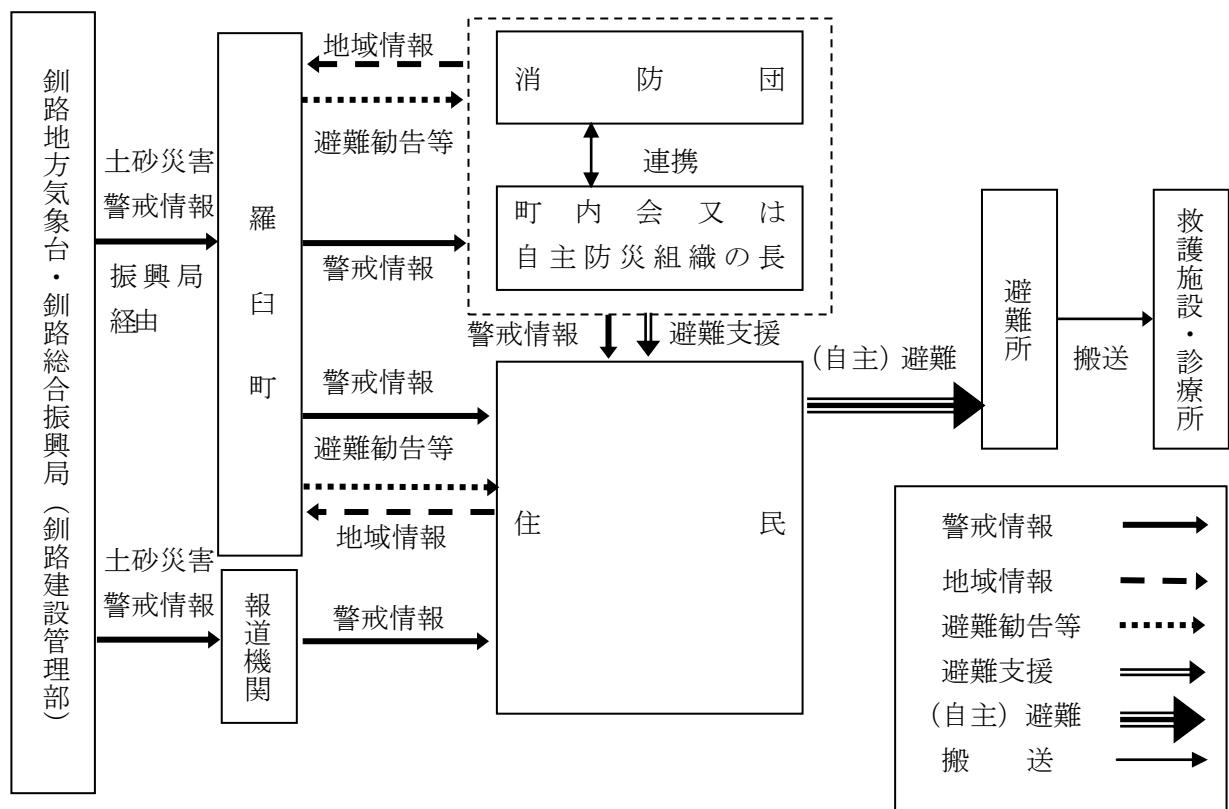
- ア 町は、道及び消防機関等の関係機関と連携して、危険箇所の調査や防災パトロールを実施し、その実態把握や対策について協議、検討を行う。
- イ 知事により指定を受けた土砂災害警戒区域等については、自治会等の同一の避難行動をとるべき避難単位を設定する。
- ウ 町は、土砂災害警戒区域等に対応する避難所を指定するとともに、避難所の開設・運営体制及び住民への避難所開設状況の伝達方法を定めておくものとする。

(2) 土砂災害警戒情報等の収集・伝達

土砂災害警戒情報は、大雨等により土砂災害が発生するおそれのあるときに、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考とするため、釧路総合振興局と釧路地方気象台が共同して発表する防災情報である。

町は、釧路総合振興局釧路建設管理部と釧路地方気象台からの土砂災害警戒情報及び雨量情報や、住民からの土砂災害前兆現象、近隣の災害発生情報等を速やかに避難対策に活用するものとする。

[土砂災害警戒区域における情報収集及び伝達・避難体制の体系]



3 警戒区域の情報連絡員

警戒区域の異常気象及び災害状況を迅速に把握するための情報連絡員については、「本編 第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」の地域情報連絡員があたるものとする

第5 警戒体制

- 1 町における警戒体制は、第2章第3節「非常配備体制」の定めによるものとする。
- 2 町長は、危険区域毎に対策本部内から警戒巡視員に任命し、降雨気象警報発令又は必要に応じて当該危険区域の巡視を命じ、必要事項を報告させるものとする。

第6 避難及び救助

町長は、当該地域に崩壊等の危険性があると認めたとき、「本編 第4章 第6節避難体制整備計画」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のため立退きを勧告するとともに関係機関に通知し、避難誘導、治安維持等の協力を得るものとする。

第7 災害の防止対策

- 1 関係機関は、連携を密にし、土砂災害対策を計画的に実施するものとする。
- 2 町長は、崩壊等による災害防止のため必要があると認めたときは、速やかに適切な対策を講じるものとする。

第8 土砂災害に対する防災意識の高揚

町及び消防機関は、土砂災害警戒情報の伝達方法、避難所に関する事項等、警戒区域における円滑な避難を行うために必要な事項について整理するとともに、土砂災害ハザードマップや啓発用パンフレット等の必要事項を周知するための印刷物を作成・配布し、地域住民に周知を行う。また、これらの取組みにより防災意識の向上を図る。

第17節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町、道及び防災関係機関は、積雪・管領対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町、道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

1 町

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- (2) 災害発生時における避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等に万全の措置を講ずる。

2 道

- (1) 災害の発生により応急対策を実施する場合は、町と緊密な連携をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等に万全の措置を講ずる。
- (2) 災害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

3 北海道警察

- (1) 災害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、町長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、町長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。
- (2) 災害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、道及び北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

町は、一般国道及び道道と整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な

連携のもとに除雪計画を策定する。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- ア 町は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。
- イ 町は、風雪等による交通障害を予防するため、関係機関と協議をし、防雪柵の整備を促進する。

第4 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

2 避難場所等対策

町は、避難場所等における暖房等の需要増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を予想した資機材（長靴、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄と協定による確保に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域あるものを含め、旅館やホテル等の借上げ等、多様な避難場所等の確保に努める。

第18節 複合災害に関する計画

町、道及び防災関係機関は、複合災害の発生の可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第1 予防対策

- 1 町、道及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努める。
- 2 町、道及び防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。
- 3 町、道及び防災関係機関は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。